

起案講義憲法

蟻川恒正

ありかわ・つねまさ
日本大学教授



ここに起案とは、法律家として「書く」こと、とりわけ、裁判官であれば判決、弁護士・検察官であれば判決を自分の求める内容にするために提出する文書等を書くことを指す。起案講義憲法とは、これらの文書において憲法上の判断を行うための議論の組み立て方を考察する講義である。

「学説・判例」とか「判例・通説」とかいう言い方をよく聞くが、判例は学説のひとつではない。判例は当該事例の事実関係を前提にしてはじめて

成立する法律論である。事実関係が異なれば法律論も異なる。一般に憲法学説は事案類型ごとに異なった憲法論を用意しているわけではないから、それだけでも憲法学説と憲法判例を並置するのが適切でないことは分ろう。われわれが目指すのは、憲法判例をモデルとした法律論としての憲法論の構築である。事実を読むことの重要性は近時学生の間でも普通に語られるようになった。だが、事実をどう読めばいいのか、憲法規範を立てること（判断枠組みの定立）と事実を読むこと（事案分析）とはどう関係づければいいのか、については、学生は今でも不安な試行錯誤を続けている。勇気を持って憲法論の大海に漕ぎ出そうとする読者に、携行に値すると思ってもらえる海図を提供できるよう努力したい。